

新市民会館整備基本構想・基本計画策定業務委託 簡易公募型プロポーザル実施要領

1. 実施目的

小山市が実施する「新市民会館整備基本構想・基本計画策定業務委託」をより効果的、効率的に進めるため、企画提案を基に最適な事業者を特定することを目的に簡易公募型プロポーザルを実施する。

2. 業務概要

- (1) 業務委託名：新市民会館整備基本構想・基本計画策定業務委託
- (2) 業務内容：「新市民会館整備基本構想・基本計画策定業務委託仕様書」のとおり
※本仕様書は現時点での予定を示したものであり、提案内容に応じて受注者と協議のうえ契約時に仕様を変更することがある。
- (3) 履行期間：契約締結日から令和8年3月31日まで
- (4) 提案限度額：14,500,000円（消費税及び地方消費税を含む）

3. 参加資格

本プロポーザル方式に参加する事業者は、次の各号に掲げる資格要件を満たす者とする。

- (1) 法人格を有する事業者であること。単独の事業者の他、複数の事業者により構成されたグループでの参加もできる。この場合はグループを代表する事業者を定め、代表事業者は(1)から(8)全ての要件を満たし、代表事業者以外は(1)から(6)の要件を全て満たしていることとする。
- (2) 参加事業者（グループで応募の場合は全事業者）は、令和5・令和6年度小山市物品購入等入札参加有資格者名簿に登録されていること。
- (3) 小山市建設工事請負業者指名停止基準による指名停止を受けていないこと。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に基づく再生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）第24条第1項に基づく再生手続開始の申立ての手続きをしている業者でないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に掲げる暴力団、又は参加事業者の役員が、同条第6号に掲げる暴力団員である事業者及びそれらの利益となる活動を行なう事業者でないこと。
- (7) 次のいずれかに該当する事業者であること。
 - ① 建設コンサルタント登録規定（昭和52年建設省公示第717号）の「都市計画及び地方計画部門」の登録を受けている者であること。
 - ② 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条に掲げる一級建築士事務所の登録を受けている者であること。

(8) 管理技術者は、次のいずれかに該当する者を選出すること。

- ① 「技術士（総合技術監理部門：都市及び地方計画）」 「技術士（建設部門：都市及び地方計画）」 の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。
- ② 一級建築士の資格を有し、建築士法による登録を行っている者。

4. 事業者特定等に係るスケジュール

内容	日程
(1) 実施要領等の公表	令和6年12月2日(月)
(2) 質問書の受付	令和6年12月2日(月)～12月13日(金)
(3) 質問書の回答	令和6年12月20日(金) 予定
(4) 参加表明書・ 企画提案書の受付	令和7年1月16日(木)～1月17日(金)
(5) 書類審査・面接審査	令和7年1月24日(金) 午前中
(6) 審査結果の通知	令和7年1月27日(月) 予定

(1) 実施要領等の公表

① 公表日

令和6年12月2日(月)

② 公表場所

市ホームページ、市庁舎掲示板等に公表する。(市 HP: <http://www.city.oyama.tochigi.jp/>)

(2) 質問書の受付

① 提出期間

令和6年12月2日(月)～12月13日(金) 17時まで

② 提出方法

本プロポーザルについて質問は、質問書(様式1)に記入の上、担当者宛て電子メールにて送信すること。電話での質問は受け付けない。

(3) 質問書の回答

① 回答期日

令和6年12月20日(金) 予定

② 回答方法

市ホームページに公表する。個別回答は行わない。(市 HP: <http://www.city.oyama.tochigi.jp/>)

(4) 参加表明書・企画提案書の受付

① 提出期間

令和7年1月16日(木)～1月17日(金) 17時まで

② 提出場所

公共施設整備課(市庁舎6階)

③ 提出書類

下表のとおりとする。

提出書類		様式	部数
参加表明書	参加表明書	様式 2	原本 1部
事業者概要・ 業務実績等に 関する書類	・事業者概要	様式 3	原本 1部
	・業務実績 ホールを含む複合公共施設の基本構想又は基本計画 策定を受託した実績を提示する。(最大 5 件)		
	・業務実施体制 業務実績に記載した業務の受託に携わった技術者は どのような資格を有し、その業務にどのように携わっ たのか。また、その技術者は今回の業務にどのように携 わるかを提示する。		
	・予定管理技術者調書		
	・予定主任技術者調書		
	・添付書類 (資格証明証、契約書の写し)	—	
	・その他 (会社案内・パンフレット等)	—	
企画提案書	<p>【特定テーマ】 以下の内容を踏まえながら、<u>新たな市民会館が目指す方向性及び業務工程表</u>を示すこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和 5 (2024) 年度の「新たな市民会館のあり方検討」 により得られた知見 ・小山駅西口エリアのあるべき将来像 例：駅前広場、公共交通、防災機能 ・市民や市議会との意見交換、合意形成の考え方 (その他、独自の視点があれば自由に追加可) 	任意様式 (A3×1 枚) (片面印刷)	原本 1部 副本 6部
見積書	・参考見積書	任意様式 (A4) (片面印刷)	原本 1部

※ 企画提案書には参加事業者名を記入しないこと。また、原本は他の提出書類とともに一式を左上ホチキス留め又はダブルクリップ留めとして提出すること。

④ 提出方法

提出期間内に公共施設整備課 (庁舎 6 階) へ持参 (9 時～17 時まで) 又は郵送 (書留郵便又は特定記録郵便に限る、必着) によること。

⑤ 参加辞退

参加表明書提出後に参加辞退する場合は、辞退届 (様式任意) を提出すること。

5. 審査

(1) 審査方法

市職員 6 名を委員として設置する審査委員会において、書類審査及び面接審査（プレゼンテーション及びヒアリング）を実施のうえ、審査基準に基づき、最高合計評価点を獲得した者を最優秀提案者として特定する。評価点が同点の場合は、見積額の低い者を上位とする。

(2) 面接審査

面接審査は、令和 7 年 1 月 24 日（金）午前中に市役所本庁舎会議室にて下記の要領で行う。詳細は企画提案書等の受付時に通知する。

- ① 出席者は、本業務の責任者及び担当者による 3 名以内とする。
- ② 進行は、説明 20 分程度、質疑 10 分程度を予定しているが、詳細は別途通知する。
- ③ 説明には、提出した企画提案書のみを使用する。企画提案書をそのまま又は内容要約しプロジェクターを使用しての説明は可とするが、資料の追加及び配布は認めない。
- ④ プロジェクターを使用する場合、ノートパソコンは参加者が用意すること。プロジェクター、スクリーン、ケーブル（HDMI）、マイクは事務局で用意する。
- ⑤ 面接審査は、原則として対面で行う。ただし、災害や感染症の流行等により面接審査の実施が困難と判断される場合は、遠隔（リモート）とすることがある。この場合は別途通知する。

(3) 審査基準

項目		基準	配点
事業者概要 業務実績等	業務実績	事業者の業務実績	20
	業務実施体制	予定管理技術者の資格と実績	10
		予定主任技術者の資格と実績	10
企画提案書	特定テーマ	提案内容の的確性、説得性	40
	面接審査	業務への取組意欲、質疑応答の的確性	20
評価点 合計			100

(4) 結果の通知

審査結果は、事業者に通知するとともに、プロポーザル参加者数、特定した事業者の名称等を市ホームページに掲載する。なお、審査内容に係る質問や異議は、一切受け付けない。

6. 契約

特定した事業者と企画提案書の内容をもとに仕様書等の協議を行い、見積書の金額をもとに随意契約の手続きにより契約を締結する。ただし、協議が整わない場合や契約までに失格事項が判明した場合は、次点の事業者と協議を行うものとする。

7. 提案に関する留意事項

(1) 提案書に関する事項等

- ① 提出書類は返却しない。
- ② 提出書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- ③ 提出書類は本件の選考以外、提出者に無断で使用しない。
- ④ 企画提案書は1者1提案とし、提出後の差替え又は再提出は認めない。
- ⑤ 企画提案書に記載した者は、やむを得ない特別な事由がある場合を除き、変更できない。
- ⑥ 参加事業者が提出した書類の著作権は作成者に帰属するが、小山市は審査結果を公表する場合、その他必要と認める場合には提出書類の全部又は一部を無償で使用できるものとする。
- ⑦ 企画提案書作成のために閲覧した資料は、小山市の許可なく公表・使用することはできない。

(2) 失格条項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- ① 提出方法、提出先、提出期限に合致しないとき。
- ② 指定する様式及び記載上の留意事項に示された条件に合致しないもの。
- ③ 記載すべき事項以外の内容、虚偽の内容が記載されているもの。
- ④ 審査委員会の委員、事務局職員又は関係者に不正な接触又は要求をした場合。
- ⑤ 審査の公平性に影響を与える行為があったと審査委員会が認めた場合。
- ⑥ その他、小山市が不適格と認めた場合。

(3) その他

- ① 公正なプロポーザルが確保できないと思われる場合、又は適切な事業者を特定できないと判断される場合は、審査を中止することがある。
- ② この要領に定めるもののほか、必要な事項は小山市が別に定める。

8. 問い合わせ先

〒323-8686 栃木県小山市中央町1丁目1番1号 庁舎6階

小山市 理財部 公共施設整備課 施設整備係 担当：小山、伊藤

TEL：0285-22-9348 / FAX：0285-22-8972

E-mail：d-kokyoseibi*city.oyama.tochigi.jp（セキュリティ上、*を@と読み替えること）